

記 録

令 和 2 年 8 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和2年8月31日 (月)

令和2年8月農業委員会定例総会議事録

令和2年8月農業委員会定例総会を令和2年8月31日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

欠席委員（なし）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（なし）

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	事務局長補佐	斧由美
農地係長	野別浩三		

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2番 8番

日程第2 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による中間管理事業に係る農業委員会の決定について

議案第46号 非農地証明願いについて

議案第47号 農地のあっせん申出について

議案第48号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第29号 農地用途変更届出について

報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第31号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

報告第32号 取下書について

報告第33号 取消願について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長 印

2 番 印

8 番 印

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長	<p>それでは、ただいまから令和 2 年日向市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、いつも言っておりますが、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定をお願いいたします。次に、私語を慎んでください。また、発言される際は、議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障を来しますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>まず、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 2 番委員、8 番委員を指名します。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>次に、日程第 2、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 4 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>議案の説明に入る前に、若干議案の説明から審議決定までの流れについて説明をいたしますので、会長休憩を少しとってください。</p>
議長	<p>それでは一旦休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">(休 憩)</p>
議長	<p>それでは、再開いたします。</p>
事務局	<p>では、事務局より説明を行います。</p> <p>議案第 4 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」。</p> <p>お手元の資料の 2 ページ目をご覧ください。また、申請位置図が 3 ページにございますので、位置の確認も同時に行ってください。</p> <p>土地の所在地は、日向市大字平岩、地目が畑、登記面積が 2 0 1 ㎡です。申請人の転用目的としましては、申請地に農業用倉庫を建設したいということでしたが、実際に現場に行ってみると、既に申請人がお作りになった農業用倉庫がもう建設されておりました。事情をお聞きしたら、この申請人のご主人がかなり昔に作ったものだということで、はっきりと何年に作ったということは分からないということで申請人がおっしゃっていました。</p> <p>ただ、これはご自分が作っていらっしゃる田とか畑に隣接する農業用倉庫です。また、作ったことによって周辺住民から転用することによる苦情等はこれまで事務局にも本人にも来ていないということでした。</p> <p>農地法第 4 条の規定による許可申請でございまして、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため、皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、番号 1 担当の 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
8 番委員	<p>8 番委員です。</p> <p>8 月 2 7 日に現地の調査の立会いを行いましたけれども、特段問題はござい</p>

8番委員	<p>ませんので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。 ほかにないようですので、お諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 全員賛成ですので、原案のとおりとします。 次に、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」であります。 それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。 説明を始める前に、この議案につきましては取下書が出ました。 6ページの番号の3番、譲渡人から法人が土地を買って転用する案件でございます。 この件につきましては、譲受人から都合により取下書が本日提出をされました。議案書から削除をお願いいたします。 では、5ページの1番から説明を行います。 土地の所在地は、日向市東郷町山陰で2筆です。地区的には日向市東郷町の地区です。転用面積は畑2筆の302㎡です。譲渡人は日向市東郷町の方、譲受人は大阪府の方で、このお2人は親子関係にあります。譲受人が子です。現在譲受人は大阪に住んでいらっしゃいますが、いずれは日向に帰ってきて両親と一緒に住みたいというご希望があるようです。そのために、今回申請地に住宅を建築したいということです。その間、譲渡人が、譲受人が作った家の管理をされていくということです。 権利の種類としましては贈与による所有権移転、転用目的は住宅建築です。申請地周辺は住宅地が広がっており、この転用によって周辺の農地に与える影響はありません。 また、污水排水については、農村集落排水がこの地区は完備されておりますので、そちらの集落排水に接続し排水をしていきますので、污水排水が農地に流れることもございません。また、雨水については、地下浸透や、既設の側溝に流していきます。 農地法第5条の規定による許可申請でございまして、農地法第5条第2項の各号には該当しません。 続きまして、2番、土地の所在地が日向市大字平岩で全5筆、田の合計が5筆で1,136㎡です。譲渡人が、日向市大字平岩の方、譲受人が日向市大字財光寺の方です。譲受人におかれましては、日向市内で塗装業を営まれています。今現在、塗装のための資材がご自宅に置かれておりますが、手狭となったために資材置き場を探していたところ、譲渡人からこの土地を売ってくれるということで話が合ったため今回申請に及びました。権利の種類は売買による所有権移転です。転用目的は資材置き場です。 先日、担当委員と一緒に現地調査に行ってきましたが、今回資材を置きますので、污水や排水が出ることはございません。また雨水については、地下浸透していきますので、周辺の農地に与える影響はないものと思われまます。 農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、農地法第5条第</p>

記 録

- 事務局 2項の各号には該当しないため、以上、1番、2番とも皆さんのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
それでは、番号1担当の6番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 6番委員です。別に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号2担当の8番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。別に問題ございません。
- 議長 ありがとうございました。
それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第43号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について」。
今回、案件が11ページから60ページまであります。番号にして1番から58番、一括して提案させていただきます。
今回、このように大量の申請が出てきたことについて、国の高収益次期作支援交付金の申請に関わるものです。このほとんどは、全てと言ってもいいんですけども、農業委員会に届出をせずに農地を借りて使っていたものです。そのため、次期作支援交付金を受けるときには、農業委員会の利用権設定をして、契約をちゃんと法に基づいて行うことという条件がついたために今回このように大量の申請が出てきました。
60ページにまとめが書いてありますが、合計で133筆、田が118筆の14万8,484㎡、畑が15筆の2万5,419㎡、合計の17万3,903㎡です。利用権設定でこのように大量のものが出てきたことはこれまでございませんでした。
しかし、全て利用権の設定を受ける者と利用権の設定をする者にお話を聞き、双方から利用権設定のための契約の印鑑をいただいております。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございますが、申請内容につきましては、面積や、また賃借料、また期間についても全て適正なものだと思っております。
皆さんのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。

記 録

- 議長 それでは、番号1及び番号5 8担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員です。特にありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号8から10及び番号25、26、55、56担当の8番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 問題ございません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号17担当の6番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 6番委員 別に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に番号18から20担当の4番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 4番委員 4番委員、別にありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号24担当の10番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 10番委員 10番委員、特にありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号27から54担当の12番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 12番委員 12番、異常ありません。
- 議長 ありがとうございました。
次に、番号57担当の7番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 7番委員 7番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」であります。

記 録

- 議長 それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について」です。
62ページをご覧ください。
番号の1、所有権の移転を受ける者は日向市大字塩見の方、所有権の移転をする者が日向市大字塩見の法人です。所有権移転をする土地は、日向市大字塩見の計5筆です。面積が畑5筆の合計1,271㎡です。今回、所有権の移転をする者から移転を受ける者に贈与となったことについては、既に移転をする者は法人として活動を行っておりません。そのため、その代表者から相談がありまして、持っている農地について自分に所有権を移転をしたいということで申出があったため今回の申請となりました。
所有権の移転を受ける者におかれましては、日向市で農業者の認定を受けている農家で、現在ミカン等の果樹を精力的に経営されております。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、同法第18条第2項の各号には該当しないため、皆様のご審議をよろしくお願ひします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1担当の9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 9番委員 9番委員です。問題ないと思います。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質疑はございませんでしょうか。
ほかにないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理事業に係る農業委員会の決定について」です。
資料につきましては、66ページから81ページまでをご覧ください。
番号が1番から36番まであります。これらは全て農地の中間管理事業で利用権設定を行うものです。場所は全て日向市大字平岩の基盤整備地区内でございます。
今回、土地の地番や字名が書いていなかったり、括弧して番号が書いてあるのは、これは現在基盤整備中であらうございまして、まだ地番が正式に換地されていないため、このような仮換地の地番の記載となりました。
そして、全て土地につきましては、中間管理事業者である公益社団法人宮崎県農業振興公社が賃貸借権等で借りるものです。その全ては、ほとんどは10

記 録

- 事務局 年間もしくは一部5年間という契約となっております。
この後、報告事項でこの土地につきまして担い手への配分の報告もございましたので、併せてまたご覧ください。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による申請でございまして、農業経営基盤強化促進法第18条第2項の各号には該当しないため、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件につきまして、ほかに質問等はございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案のとおりとします。
次に、議案第46号「非農地証明願について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第46号「非農地証明願について」です。
資料の83ページをご覧ください。
この案件につきましても、本日、取下書が提出されました。したがって、議案から削除をお願いします。
申請人から、都合により非農地証明願については取り下げをしたいという申出があったため、今回議案から削除をお願いいたします。
以上です
- 議長 ありがとうございます。
それでは次に、議案第47号「農地のあっせん申出について」であります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 事務局です。
議案第47号「農地のあっせん申出について」説明いたします。
まず、番号の2から、申出人は、日向市大字富高の方です。この方、認定新規就農者になりまして、日向市大字塩見で施設野菜を現在経営されております。もう去年ぐらいからご相談を受けているんですが、どうしても今現在のハウスだけでは運営が難しいということで、さらに増棟したい。さらに敷地を広げたいということで、この2つの土地について買いたいと、買収のあっせんをしてほしいということでご相談がっております。
農業委員会としましても、認定農業者、認定新規就農者が農地を集積していくことについては推進している立場でございますので、この塩見の2筆については、それぞれあっせんをしていきたいと思っております。
まだ土地の所有者には正式に買収のお願いとかはしておりませんので、今回あっせん委員が決まったら、あっせん委員と一緒に土地の所有者と一緒に農地の売買ができるようにまとめていきたいと思っております。
あっせんにつきましては、土地が日向市の塩見でございますので、担当の9番委員、16番委員をあっせん委員として提案したいと思います。
続きまして、番号の3、申出人が、日向市亀崎の方、この方は今現在会社員

- 事務局 | をされておりますが、近々会社を辞めて果樹の露地もの、ハウスじゃなくて、それを日向市内で始めたいという考えがあるそうです。会社を辞めてからはなかなか農地を見つけるのに時間がかかるということで、今のうちに探しておきたいということで申出がっております。
- 場所については、まだ地番や場所についてははっきりと決まっているわけではございません。ただ、本人としては主に財光寺地区で、または富高、塩見、日知屋地区で見つかればよいということでした。地目は、この果樹が植えられれば田でも畑でも大丈夫ですと。面積につきましては2,000から3,000㎡を考えているそうです。
- 果樹のことを若干聞いたんですが、日向市内で露地でもできるんですかと聞いたんですが、自分が植える品種は寒冷地じゃ駄目ですけども、日向市のような温暖な地域で氷点下にならなければ育つということでした。
- また、皆さんがスーパーで見られるような1玉100円とか百何十円とかという品ではなくて、宮崎空港辺りで1,000円とか2,000円で売っている、ああいう高級品を作っていきたいということでお話が上がっております。
- この方については、農地は買うのではなくて、借入れをしたいということでお話が上がっています。
- そして、事務局からのあっせん委員の提案ですが、主に財光寺ということでしたので、4番委員、また、今回財光寺の推進委員が選ばれておりますが、さすがにやっぱりまだ推進委員になったばかりで、あっせんというのはなかなか難しいと思いましたので、これまであっせんの経験のある、また以前財光寺の比良地区も担当していた15番委員を提案したいと思っております。
- ただ、このあっせんにつきましては、あくまでも事務局からの提案でございますので、皆さんから、これではなくて、やはりもっとふさわしい方がいる、もっと違う人がいいということであれば、どうぞ自由にご議論ください。これはあくまでも案ですので、変えていくのは大丈夫です。
- 以上提案を終わります。お願いします。
- 議長 | ありがとうございます。
- それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
- あっせん委員、大丈夫でしょうかね。よろしいですか。
- 何かあれば。
- 4番委員、何か不安な点があれば。
- 4番委員 | この果樹の露地栽培というのはちょっと想像できなくて、どういう、ぬかり田でもいいのか。そういったのをはっきりさせてもらわないと探しようがない。
- 議長 | 事務局どうぞ。
- 事務局 | 全くおっしゃるとおりだと思います。
- また、私も提案して、4番委員をお願いしようと言っていますが、これをこのまますぐに進めるわけにはいきませんので、もしこれが決まれば、一度4番委員と15番委員には申出人にお会いになって、十分にお話をして、それから進めていっていいと思っています。私が聞いている範囲では、ぬかっている田ではできないそうです。ただし、だからといって水が要らないわけじゃなくて、水は要るそうです。だから難しいですね。ぬかっている田じゃ駄目ですけども水は要るということを言っていましたので、なかなかそういった土地について適地があるかどうか。また、ここで問題になるのは、買うんじゃなくて借

事務局	<p>りますので、20年、30年という長い期間で借りることになります。そうした場合、やはりこの方が品目をやめるときに、ちゃんと元の農地に戻せるかどうかということも十分に話をして、そういったことも契約条項の中に入れていかないといけないと思っております。なので、またその際はどうぞよろしくお願い致します。</p>
4番委員	<p>了解しました。</p>
議長	<p>ほかに質問ございませんか。</p>
番委員	<p>受付番号3ですけれども、申出人、現在会社員ということですが、農業の経験とか、農地を取得するのに5反以上ですか、その辺の資格というのはどんなになっているんですか。</p>
事務局	<p>事務局です。 ご質問についてお答えいたします。 現在、会社員をされております。農業の経験というのは全くないということではないそうです。もともとご実家が入郷の諸塚辺りの方で、そちらにも幾らかの農地を持っているということですが、日向市内では実際にこの果樹を植えているわけではございません。ただし、植えるための準備を自分が持っている宅地にポットで苗づくりをしております。もう四、五年がたっているそうですが、その苗を植える場所を現在探しているということでした。 続いて、皆さんご存じのとおり、農地を買う場合には50aの、もしくは40aの下限面積の要件というのがございます。なので、このままでは申出人は農地を借りることはできませんが、ただし、もし作る農地が見つかり、その所有者の方が貸してもいいということになり、この方が会社員を辞めた後には、辞める前にちょっと手続とか相談とかしていきますが、認定新規就農者という形で認定を受けてもらえば、この面積の20a、30aでも利用権設定をすることは可能です。だから、農地法の3条では、とか会社員では、この方は農地は借りられませんが、辞めた後だったら利用権設定で借りることは可能だと思っております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。 ほかにございませんでしょうか。 9番委員、何か聞いておくこととかなかったですか。</p>
9番委員	<p>9番委員です。 この番号2の申出人のところは、自分この申出人と仲よくしているので、このことは分かっているんですけども、この番号3の申出人がどこまでその果樹に対して知識があるのかというのがやっぱり一つ心配なのと、この果樹はAパターンとBパターンで開花が決まっているんですよ。だから、そこら辺の知識と海べたで作っているところはあるんですけども、愛媛県とか、そこら辺とか行って見ているのかなと思って、あと鹿児島にも一部作っているところはあるんですよ。どこら辺まで、いざ貸したはいいが、その場所が悪かったから全滅したと言われても何かまたあれじゃないかと思いつつ心配ですね。みんなが知っているものならいいんですけども、まだ全然確立されていないところの分野なんで、露地は。今、宮崎で出荷しているものはハウスばかりです、</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

議長	事務局。
事務局	<p>事務局です。</p> <p>事務局も申出人からそういった詳細なお話、申出人がどれぐらいの技術、技量をお持ちなのか、そこについてまだはかりかねています。そういったところも含めて、4番委員、15番委員、両委員にどれほどの技術知識があるのかをはかっていたきたい。それも含めてあっせん委員にお願いしたいと思っております。そういった提案でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにごзойませんでしょうか。</p> <p>それでは、ないようすでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p> <p>次に、議案第48号「農地法第18条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局です。</p> <p>議案第48号「農地法第18条の規定による許可申請について」です。</p> <p>88ページをご覧ください。</p> <p>番号の1、貸人から日向市が農地を借りていた件につきまして、今回合意解約が出ております。</p> <p>場所については、日向市大字平岩の田で4筆の725㎡です。</p> <p>これにつきましては、平成23年とか24年当時に、まだ日向市大字平岩の地区内で基盤整備が始まる前の話ですが、やはり基盤整備が終わった後、裏作で何ができるかということで、実験的な作物を日向市が行おうとしたこの土地です。</p> <p>その後、実験は終了したんですが、農地法の3条で契約したためにそのままずっと契約が自動継続で残っていた案件です。</p> <p>今回、基盤整備を進めていく中で、この土地の契約が残っているということが分かりまして、双方に確認したところ、もう既に農地は返している、農地は使っていないということが確認ができましたので、今回、合意解約の新設となりました。皆さんのご審議をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明のありました案件につきまして、皆さん質問、質疑等はございませんでしょうか。</p> <p>ないようすでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおりとします。</p>

記 録

議長 以上をもちまして議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告第27号から第31号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付について、ご報告申し上げます。
まず、報告第27号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」であります。
議案書では89ページでございます。
届出の件数は2件、土地は畑3筆で、面積は483㎡でございます。主に公衆用道路、それと住宅への転用でございます。内訳は91ページに記載しております。
続きまして、報告第28号「農地転用届出について」でございます。
議案書では92ページ以降です。
届出の件数は15件、土地は、田が3筆、畑18筆で、面積は合計で5,333㎡でございます。転用目的につきましては駐車場、住宅などがございます。
次に、報告第29号「農地用途変更届出について」であります。
議案書では100ページでございます。
届出の件数は1件で、畑の中の54㎡の部分、この部分だけを倉庫に使うというものであります。記載の中で、総合計のところの「52」㎡という記載がありますが、これは「54」の間違いですのでご訂正をお願いします。
続きまして、報告第30号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。
これは相続による農地の権利取得の届出でございます。
議案書では101ページになります。
次に、報告第31号「農地中間管理事業に係る農地配分計画について」であります。
議案書では105ページです。
先ほど、事務局からも説明がありましたが、主に平岩地区の農地配分が行われております。全部で25件、50筆、6万240㎡の農地配分が行われております。
報告第31号、別紙、別冊、これをご覧ください。
次に、報告第32号「取下書について」でございます。
6月の定例総会にて可決されました議案、第31号の3、おがくず製造工場の事業場の案件でございます。この総会で可決した後、県の農業会議常設審議委員会で審議することになっておりましたが、取下願が提出されております。
次に、報告第33号「取消願について」でございます。
109ページです。
裏面の取消願のコピーがついておりますが、7月の定例総会で報告第15号の8、譲渡人両氏から、有限会社橋口電装への転用の案件でございます。譲渡人から取消願が提出されたものでございます。
以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
ほかにないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。
本日は、ご協力ありがとうございました。